

(整理番号 0704)

令和7年度 栃木地方最低賃金審議会
第1回栃木県最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開催日時	令和7年7月31日(木) 14時32分～16時30分					
開催状況	公益 代表委員	出席3人	労働者 代表委員	出席2人	使用者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主要議題	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 栃木県最低賃金の金額改定について 3 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長として藤井委員、部会長代理として黒川委員が全会一致の議決により選出された。</p> <p>2 栃木県最低賃金の金額改定について はじめに、専門部会の公開について、採決を除いた三者協議を公開することについて確認し、労使それぞれの代表委員より、金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方の主張が行われた。その後、公労協議・公使協議が行われ、それぞれ金額提示が行われた。</p> <p>(1) 労働者代表委員の見解及び主張 ア <金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方> 栃木県内の春季生活闘争は5%台という高い水準を実現し、新たな社会ステージに移った県内経済を安定させるためには、最賃の引上げを通じて波及させる必要がある。 地域間格差の是正を強く意識し、経済情勢や暮らしが先行き不透明だからこそ、最賃近傍で働く者の生活を守り、景気を失速させないためにも、最賃を大幅に引き上げていく必要がある。 イ <金額提示> ① 436円引上げ(連合リビングウェイジ(自家用車保有)1,440円に到達するため) ② 126円引上げ(連合リビングウェイジ(自家用車保有無)1,130円に到達するため)</p> <p>(2) 使用者代表委員の見解及び主張 ア <金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方> 最賃制度の本来の趣旨は「賃金の低廉な労働者に対するセーフティーネット」であり、賃金決定の三要素(生計費・賃金・通常の事業の支払い能力)を見極めて議論をする。</p>						

賃上げの必要性そのものを否定しないが、「通常の事業の賃金支払い能力」にしっかり目を向け、地域経済の持続可能性を重視した現実的な判断をする必要がある。

イ <金額提示>

① 41 円引上げ（令和 7 年賃金改定状況調査結果第 4 表③のパート・宿泊業、飲食サービス業・B ランクの賃金上昇率 4.1%を現行最賃 1,004 円に掛けたもの）

② 42 円引上げ（歩み寄り）

(3) 公益委員の考え方

金額審議において、次回に大きな歩み寄りを期待し、今後の審議においては労使ともに柔軟に対応できるように検討をお願いしたい。

3 その他

次回開催日 令和 7 年 8 月 1 日（金）13：30～